官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○サイバー通信情報監理委員会事務局組織規則（内閣府三二）　二
○内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令等を廃止する内閣府令（同三三）　二
〔府令・省令〕
○沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務一）　二
〔省　令〕
○通関業法施行規則の一部を改正する省令（財務三一）　三
〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院一）　三
○国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（国家公安委四）　四
〔法規的告示〕
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件の一部を改正する件（金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　四
○外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件（財務九五）　四
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者等を指定する件の一部を改正する件（同九六）　四
○外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件（同九七）　五
○ガス事業法第百二十八条の規定に基づき、登録ガス工作物検査機関の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件（経済産業五二）　五
○国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁三）　五
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和八年度事業に係る補助金等の交付に関するものから関東地方環境事務所長に委任する件（環境一九）　五
〔その他告示〕
○災害救助法第二条の二第一項の規定に基づき救助実施市を指定する件（内閣府二九）　六
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定める件（サイバー通信情報監理委一）　六
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（同二）　六
○オブジェクト識別子構成要素値を指定した件（総務一五四）　六
○指定周波数変更対策機関を指定した件（同一五五）　六
○地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める告示（同一五六）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務三〇）　七
○トアマシナ市における電力アクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一一四）　七
○コンゴ民主共和国、ナイジェリア連邦共和国及び南スーダン共和国における加速学習プログラムを通じた非就学児童の正規教育参加促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の書簡の交換に関する件（同一一五）　七
○モルドバ公共テレビ・ラジオ局テレビ番組制作機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一六）　七
○バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民のための複合的な人道支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一一七）　七
○バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための災害に対する強靱性強化及び生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同一一八）　七

（以下次のページへ続く）